

旭市住民税非課税世帯等物価高騰対策 給付金(追加給付分)のご案内

受給には手続きが必要です!!

- 旭市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金 **(1世帯あたり7万円)** は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 対象世帯は、令和5年12月1日(基準日)時点で旭市に住民登録のある世帯で、支給要件は以下のとおりです。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

旭市が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月~12月の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

【手続き】 令和6年1月下旬から、対象と思われる世帯に対し、旭市から**「確認書」を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、返信してください。**

※一部申請が必要な場合があります。

① 世帯の中に、未申告の方、または令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合など

詳しくは裏面「I」へ

【手続き】 申請書の提出が必要です。

申請期間/令和6年1月22日(月)
~令和6年3月29日(金)

受付時間/平日9:00~16:00(12:00~13:00を除く)

受付会場/市役所本庁舎1階「歴史を学ぶ場」

混雑緩和のため、郵送での申請にご協力ください。

【申請書のある場所】 ● 旭市役所本庁舎 ● 海上庁舎

● 旭市保健センター(旧飯岡保健センター)

● 干潟公民館(ひかた市民センター)

● 旭市社会福祉協議会

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、旭市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、同封の封筒で返信してください。



【確認事項】①要件を確認のうえ、確認欄のチェック欄(□)に、チェックが入っているか
②給付金振り込み口座番号に誤りがないか、添付書類は揃っているか

(2) 世帯の中に、未申告の方や、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に給付金担当窓口へ、郵送または直接ご提出ください。
※郵送での提出にご協力ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から12月までの任意の1か月の収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、添付書類「申立書」で確認いただくか、下記までお問い合わせください。)

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安…単身の場合：93万円以下、扶養者1名がいる場合 137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに給付担当窓口へ、郵送または直接ご提出ください。 ※郵送での提出にご協力ください。

❗ 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

旭市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金担当窓口(旭市役所社会福祉課)

● 手続や支給時期に関するお問い合わせ

☎ 0479-62-5376

受付時間／平日9:00～16:00(12:00～13:00を除く)